



<https://www.e-rapport.jp/>

診療報酬に関し、特に「精神科にかかわる項目」について、ご紹介しています。  
概要・算定方法・施設基準についても、図表も含めて詳しく解説しています。




## ハイリスク妊産婦連携指導料の届出受理状況

地方厚生(支)局 2021年3月11日時点

### 1. ハイリスク妊産婦 連携指導料の届出受理状況

精神疾患を合併する妊婦は、最近では全妊婦の約2.5%前後で推移しています。  
また、妊娠中や産後の自殺事例において、近年、うつ病などの精神疾患が影響しているなどの報告があります。

ハイリスク妊産婦連携指導料は、地域において、うつ病を含め精神疾患を合併する妊産婦とその家族が安心して妊娠・出産を行うために、産科と精神科・自治体の多職種が連携して患者の外来診療を行う評価として、平成30年度の診療報酬改定で新設されました。

この指導料は、2種類あります。

まず一つ目は「ハイリスク妊産婦連携指導料1」。これは産科医又は産婦人科医及び助産師、保健師又は看護師が、共同して精神科又は心療内科及び自治体等と連携し、診療及び療養上の指導を行った場合に算定できるものです。

もう一つは「ハイリスク妊産婦連携指導料2」。こちらは精神科医又は心療内科医が、産科又は産婦人科及び自治体等と連携し、診療及び療養上の指導を行った場合に算定できます。

令和3年3月11日時点の届出の受理状況は、「ハイリスク妊産婦連携指導料1」が、大学本院60施設、総合病院256施設、精神科診療所1施設、産科婦人科系病院・診療所296施設になっています。また、「ハイリスク妊産婦連携指導料2」は、大学本院52施設、総合病院145施設、精神科病院30施設、精神科診療所128施設、産科系施設10施設になっています。

	ハイリスク妊産婦連携指導料1					ハイリスク妊産婦連携指導料2					
	合計	大学本院	総合病院	精神科診療所	産科系施設	合計	大学本院	総合病院	精神科病院	精神科診療所	産科系施設
全国	613	60	256	1	296	365	52	145	30	128	10
北海道	28	3	13	0	12	18	2	10	1	5	0
青森県	7	1	4	0	2	2	1	1	0	0	0
岩手県	5	1	1	0	3	4	1	0	0	3	0

	ハイリスク妊産婦連携指導料 1					ハイリスク妊産婦連携指導料 2					
	合計	大学 本院	総合 病院	精神科 診療所	産科系 施設	合計	大学 本院	総合 病院	精神科 病院	精神科 診療所	産科系 施設
宮城県	5	0	1	0	4	3	1	1	0	1	0
秋田県	5	0	4	0	1	3	0	3	0	0	0
山形県	9	1	4	0	4	4	1	1	1	1	0
福島県	10	1	4	0	5	5	0	4	0	1	0
群馬県	9	1	2	0	6	6	1	1	0	3	1
栃木県	15	2	5	0	8	2	1	1	0	0	0
茨城県	16	1	6	0	9	7	1	2	1	3	0
埼玉県	17	1	6	0	10	15	1	7	2	5	0
千葉県	23	1	11	0	11	21	1	9	3	5	3
東京都	55	8	21	1	25	43	8	16	2	15	2
神奈川	35	3	19	0	13	23	1	12	2	8	0
長野県	11	0	8	0	3	10	0	6	0	4	0
山梨県	6	0	4	0	2	5	0	2	0	2	1
新潟県	9	1	3	0	5	5	1	2	0	0	2
富山県	12	1	6	0	5	8	1	6	0	1	0
石川県	6	0	3	0	3	4	0	1	1	2	0
福井県	3	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0
静岡県	21	0	8	0	13	8	0	5	0	3	0
岐阜県	4	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0
愛知県	36	4	16	0	16	18	4	6	0	8	0
三重県	11	1	1	0	9	4	1	2	1	0	0
京都府	21	2	10	0	9	13	2	6	1	4	0
滋賀県	4	1	1	0	2	2	1	1	0	0	0
大阪府	43	3	23	0	17	31	4	10	0	17	0
奈良県	4	1	1	0	2	4	1	1	1	1	0
兵庫県	32	2	12	0	18	13	2	3	0	8	0
和歌山	6	1	3	0	2	2	1	0	0	1	0
鳥取県	5	1	3	0	1	3	1	1	0	1	0
島根県	6	1	4	0	1	7	1	2	2	2	0
岡山県	10	2	4	0	4	9	2	2	4	1	0
広島県	16	1	7	0	8	7	0	2	0	5	0
山口県	8	1	3	0	4	3	0	1	0	1	1
香川県	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0

	ハイリスク妊産婦連携指導料 1					ハイリスク妊産婦連携指導料 2					
	合計	大学 本院	総合 病院	精神科 診療所	産科系 施設	合計	大学 本院	総合 病院	精神科 病院	精神科 診療所	産科系 施設
徳島県	5	1	1	0	3	2	1	1	0	0	0
愛媛県	8	1	4	0	3	6	0	1	0	5	0
高知県	4	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0
福岡県	24	4	8	0	12	13	3	5	1	4	0
大分県	7	1	2	0	4	4	0	1	2	1	0
長崎県	14	1	2	0	11	4	1	2	0	1	0
佐賀県	5	1	1	0	3	1	0	0	0	1	0
熊本県	10	1	3	0	6	3	1	1	1	0	0
宮崎県	4	0	2	0	2	3	0	1	2	0	0
鹿児島	11	0	3	0	8	4	1	0	0	3	0
沖縄県	6	1	4	0	1	9	1	4	2	2	0

更新日 北海道厚生局 R3.3.1 東北厚生局 R3.1.1 関東信越厚生局 R3.1.1 東海北陸厚生局 R3.3.1 近畿厚生局 R3.3.1 中四国厚生局 R3.2.1

四国厚生局 R3.3.1 九州厚生局 R3.3.1

厚生労働省 地方支分部局 地方厚生(支)局 各厚生局保健医療機関等の一覧及び施設基準の管内指定状況等について を基に令和3年2月26日時点で作成  
<https://www.mhlw.go.jp/link/#navAnclink-tihou>

## 2. ハイリスク妊産婦連携指導料の算定要件等

ハイリスク妊産婦連携指導料が新設された平成30年度と令和2年度、それぞれの要件について、以下にご紹介します。

### ■平成30年度診療報酬改定

	ハイリスク妊産婦連携指導料	
	1	2
算定方法	産科医又は産婦人科医及び看護師等が共同して精神科又は心療内科及び自治体等と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回算定	精神科医又は心療内科医が産科又は産婦人科及び自治体等と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回算定
	1,000点/月	750点/月
対象となる医療機関	産科又は産婦人科を標榜する医療機関	精神科又は心療内科を標榜する医療機関
対象疾患	精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内の入院外の精神疾患患者(精神科専門療法を実施している患者に限る)	精神疾患を有する妊婦又は出産後6月以内の入院外の精神疾患患者(精神科専門療法を実施している患者に限る)
主な算定要件	産科医又は産婦人科医又は保健師、助産師若しくは看護師及び当該患者の診療を担当する精神科医又は心療内科医又は保健師若しくは看護師及び市町村等の担当者による多職種カンファレンスが概ね2月に1回程度の頻度で開催	
	概ね月に1回の頻度で、患者の心理的不安を軽減するための面接及び療養上の指導を行う	精神疾患及びその治療が妊娠、出産等に与える影響について患者に説明し、療養上の指導を行う
	必要に応じて小児科と適切に連携して診療する体制を有している	
	出産後の養育について支援を行うことが必要と認められる場合、患者の同意を得た上で、市町村等に相談し、情報提供を行う	

## ■ 令和 2 年度 診療報酬改定

		ハイリスク妊産婦連携指導料	
		1	2
算定方法		産科医又は産婦人科医及び看護師等が共同して精神科又は心療内科及び自治体等と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者 1 人につき月 1 回算定	精神科医又は心療内科医が産科又は産婦人科及び自治体等と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者 1 人につき月 1 回算定
		1, 0 0 0 点/月	7 5 0 点/月
対象となる医療機関		産科又は産婦人科を標榜する医療機関	精神科又は心療内科を標榜する医療機関
対象疾患		精神疾患を有する妊婦又は出産後 2 月以内の入院外の精神疾患患者（精神科専門療法を実施している患者に限る）	精神疾患を有する妊婦又は出産後 6 月以内の入院外の精神疾患患者（精神科専門療法を実施している患者に限る）
カンファレンス	開催方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該患者への診療方針などに係る多職種カンファレンスが概ね 2 か月に 1 回の頻度で開催</li> <li>●多職種によるカンファレンスは、初回は対面で実施し、2 回目以降はビデオ通話が可能な機器を用いて参加することが可能</li> </ul>	
	参加が必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産科医又は産婦人科医、保健師、助産師又は看護師（ハイリスク妊産婦連携指導料 2 は、出産後、医学的管理が終了した場合は、産科医又は産婦人科医の参加は不要）</li> <li>●精神科医又は心療内科医、保健師又は看護師</li> </ul>	
	必要に応じて参加	市町村等の担当者、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等	
	市町村等への報告	市町村等の担当者が参加しなかった場合は、その都度、市町村等にその結果を文書により情報提供	
留意事項		診療需要報提供料(Ⅰ)は別に算定不可	診療需要報提供料(Ⅰ)及び診療情報提供料(Ⅲ)は別に算定不可
		概ね月に 1 回の頻度で、患者の心理的不安を軽減するための面接及び療養上の指導を行う	精神疾患及びその治療が妊娠、出産等に与える影響について患者に説明し、療養上の指導を行う
		必要に応じて小児科と適切に連携して診療する体制を有している	
		出産後の養育について支援を行うことが必要と認められる場合、患者の同意を得た上で、市町村等に相談し、情報提供を行う	

### 3. 算定要件の見直しについて

ハイリスク妊産婦連携指導料は、平成 30 年度に新設されました。しかし、自治体職員との連携が困難なため、算定要件を満たせないとの現場の意見がありました。

そのため令和 2 年度改定で、多職種によるカンファレンスの要件等について、市町村の担当者は必要に応じて参加すればよいことに、見直されました。

そこで、令和 2 年度の改定以降にハイリスク妊産婦連携指導料を届出している施設を調べ、どのくらいの施設が届出できるようになったかを確認してみました。以下は令和 3 年 3 月 11 日時点の状況です。

#### 令和 2 年 4 月 1 日以降の新たな届出状況

ハイリスク妊産婦連携指導料 1				ハイリスク妊産婦連携指導料 2				
合計	大学本院	総合病院	産科系施設	合計	大学本院	総合病院	精神科病院	精神科診療所
7 7	1 2	4 2	2 3	4 7	1 3	2 2	5	7

地域におけるハイリスク妊産婦への診療・ケアをより一層充実させるためにも、一度要件を確認し、届出を検討してみられてはいかがでしょうか？

令和 3 年 3 月作成（審）21Ⅲ237